

# Japan tax alert

EY税理士法人

## ドイツで登録されている 知的財産権の課税

### EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

[www.ey.com/en\\_gl/tax-alerts](http://www.ey.com/en_gl/tax-alerts)

ドイツで知的財産権(特許権、ブランド、著作権など)を登録している企業に影響を及ぼす可能性のある税務トピックについて、お知らせいたします。本トピックについては、2020年12月31日までに対応が必要になる可能性がありますのでご留意ください。

ドイツ所得税法(第49条(1)第2f号及び第6号ITA)によると、ドイツで登録されている知的財産権に係るライセンス料が支払われる、または当該知的財産権が譲渡される場合、当該知的財産権の所有者がドイツ非居住者であっても、ドイツで課税が発生すると規定されています。この規定は、税務当局内でもあまり知られておりませんでしたが、ドイツ連邦財務省は、2020年11月6日にこの規定に関する通達を発表しました。当該通達によると、「ドイツで知的財産権が登録されているという事実は、そのような権利による所得がドイツで課税する(源泉徴収および申告)条件として十分であり、その所有者がドイツ居住者である必要はない」とされています。

ドイツ所在ではない企業からも課税が可能とするこの規定は、多国籍企業の税務に甚大な影響を及ぼす可能性があることから、財務省は、2020年11月20日に、この規定を撤廃する法律草案を発表しました。この草案では、非居住者に対しては、知的財産権のライセンス料及び譲渡による収入の課税はしない、また、この規定は過去に遡って適用されることとされています。

なお、この法律は、未だ可決されておらず2020年内の適用は難しい状況となっております。さらに新規定が最終的にどのような規定となるのかわかっておらず、新規定が発効するまでの間は不確実性が残ることとなります。少なくとも新規定が適用されるまでの期間は、ドイツで知的財産権を登録している日本企業が過去数年間にドイツにて課税所得の申告漏れを指摘されるリスクは理論上は残ることとなります。

## 現状での対応

知的財産権の非居住者課税規定、はいいずれにせよ来年中に遡及適用して撤廃されることが予想されますが、現状ではまだ不確実な状態となっております。理論上は、2020年末までに過去のオープン年度(一般的には2013年以降)について、関連するライセンス料取引や支払いの開示が求められるリスクは残っております。特に2013年については、2013年は通常の時効ルールにより2020年末をもって時効となるのが一般的であり、また、2013年度の申告漏れは当局による納税者の調査対象となるリスクもあるため、2020年12月31日までに念のために該当するような取引がグループ企業にてなかつたかを確認することをお薦めいたします。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

### EY税理士法人

太田 光範  
Gerald Lies  
アソシエートパートナー  
シニアマネージャー  
mitsunori.ota@jp.ey.com  
gerald.lies@jp.ey.com

### EYドイツ

Alexander Röbel  
パートナー  
alexander.roebel@de.ey.com

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <https://www.eyjapan.jp/connect-with-us/mail-magazine/index.html>を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページより登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY\_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人  
ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Strategy and Transactions | Consulting

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、ストラテジー、トランザクションおよびコンサルティングにおける世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していくます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、ey.com/ja\_jp/people/ey-taxをご覧ください。

© 2020 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20201214

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/ja\\_jp](http://ey.com/ja_jp)